

管理運営規程

東京都立青鳥特別支援学校管理運営規程

10 青鳥養第 1786 号

平成 10 年 11 月 30 日

校長決定

改正 平成 13 年 7 月 18 日付 13 青鳥養第 361 号

平成 14 年 3 月 27 日付 13 青鳥養第 1333 号

平成 15 年 4 月 1 日付 14 青鳥養第 1277 号

平成 16 年 4 月 1 日付 15 青鳥養第 3072 号

平成 17 年 4 月 1 日付 16 青鳥養第 1864 号

平成 18 年 4 月 1 日付 17 青鳥養第 1580 号

平成 19 年 4 月 1 日付 18 青鳥養第 1211 号

平成 20 年 4 月 1 日付 19 青鳥養第 1152 号

平成 21 年 4 月 1 日付 20 青鳥特第 1111 号

第 1 目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立青鳥特別支援学校（以下「本校」という。）の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第 2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第 3 校長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第 4 副校長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 2 副校長は、校長の命を受け所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

第 5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当する校務に関する事項について、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督する。

第 6 主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭又は主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。

- 1 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
- 2 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- 3 同僚や若手職員への助言・支援などの指導的役割

第 7 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

第 8 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。（ただし、特別の事情のあるときは、その一部を置かないことができる。）

本校には梅ヶ丘分教室及び久我山分校を置く。梅ヶ丘分教室及び久我山分校の管理運営規程は別途定める。

1 部

教務部、研究開発部、情報教育部、生活指導部、外務部、教育相談部及び進路指導部を置く。なお、各部の分

掌内容は別表 1 のとおりとする。

2 学部、学年

高等部第一学年、第二学年及び第三学年を置く。

3 教科等

各教科、道徳、特別活動、自立活動、総合的な学習の時間及び領域・教科を合わせた指導

4 企画調整会議

5 職員会議

6 委員会

常設委員会として、防災委員会、IT化推進委員会、学校保健委員会、労働安全衛生委員会、学校開放事業運営委員会、その他特別委員会を置く。なお、各委員会の分掌内容は別表 2 のとおりとする。

7 学校運営連絡協議会

8 部活動の指導

教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動の指導業務は、所属職員が行う。

9 その他

校長が必要と認めたときは、その他の分掌組織を置くことができる。

第 9 経営企画室組織

経営企画室の事務は、経営、庶務、経理及び施設その他の事務とする。

第 10 企画調整会議

1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員会議における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹、教務主任、生活指導主任、進路指導主任、保健主任、学部主任及び企画管理担当係長とする。

3 開催

定例会は原則として毎週 1 回開催する。

4 召集

校長が召集し、その運営を管理する。

5 その他、必要な事項は、校長が定める。

第 11 職員会議

1 目的

職員会議は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

- (1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。
- (2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。
- (3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

2 構成員

常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。

3 開催

定例会は、原則として月 1 回開催する。

4 召集

校長が召集し、その運営を管理する。

5 司会

校長が選任する。

6 記録

校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、直ちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記録されているかの確認を受けなければならない。

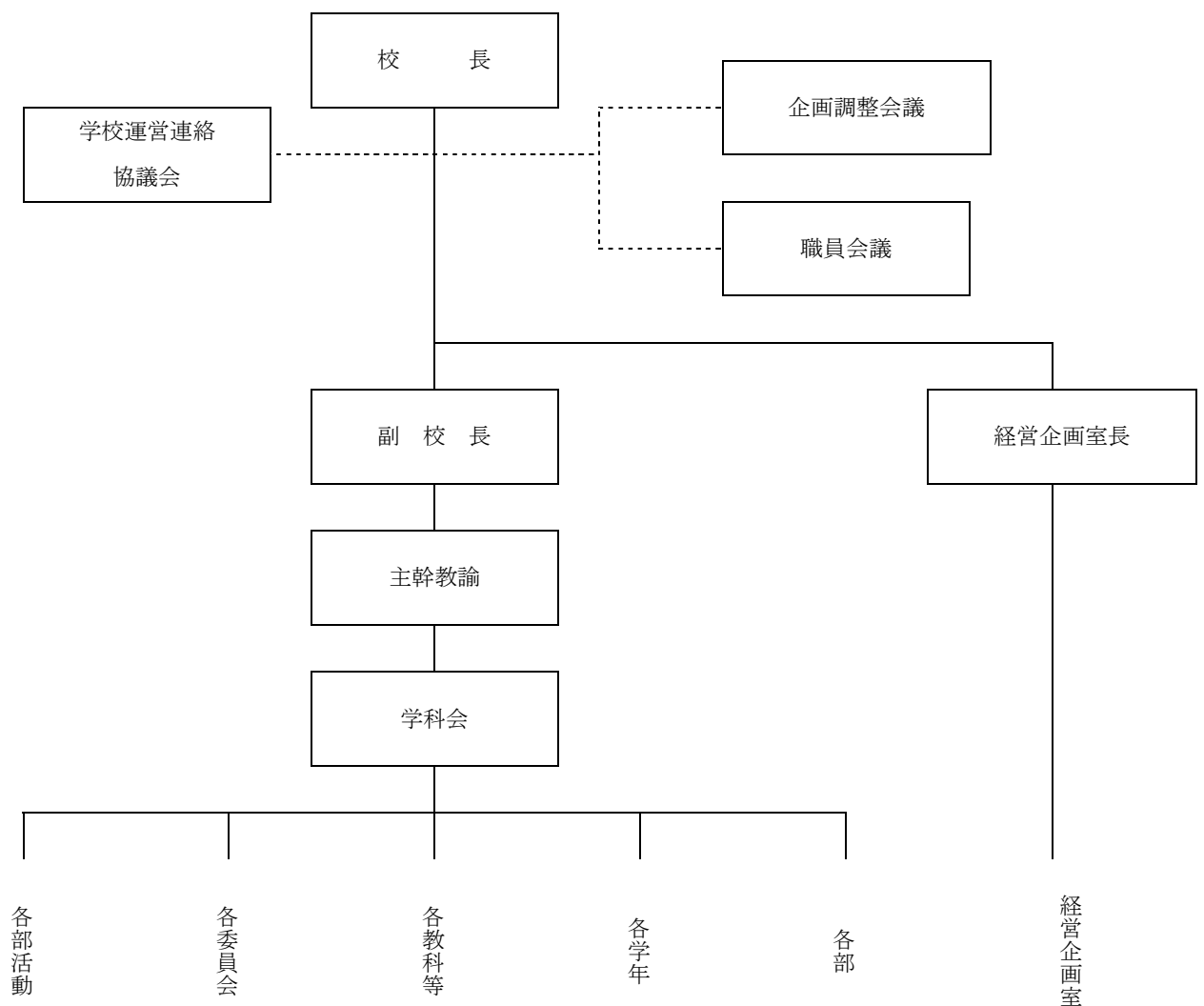
7 運営

(1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し、副校長に提出する。

(2) 校長の意見決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意見を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

第12 分掌組織図

分掌組織図は、次のとおりとする。



第13 人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほか、校長が定める。

第14 予算

校内予算の編成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

第15 校内規程

校長は、この規程に基づき、その他の校内規程を定める。

第16 情報開示

この規程及びその他の校内規程については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

附 則（平成10年11月30日付10青鳥養第1786号）

この規程は、平成11年1月1日から施行する。

附 則（平成13年7月18日付13青鳥養第361号）

この規程は、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成13年3月27日付13青鳥養第1333号）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日付14青鳥養第1277号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日付15青鳥養第3072号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日付16青鳥養第1864号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日付17青鳥養第1580号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日付18青鳥養第1211号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日付19青鳥養第1152号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日付20青鳥特第1111号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。